

令和8年度 第1回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和8年7月6日（月）午前9時58分～10時47分

2 場 所

宮崎合同庁舎2階 共用大会議室

3 出席者 （五十音順）

公益代表委員	大山、古賀、橋口、宮川、森部
労働者代表委員	沖、鎌田、重黒木、白崎、土居
使用者代表委員	岩切、酒匂、中原、久富、宮崎
事務局	吉越労働局長、三上労働基準部長、吉田賃金室長、木村室長補佐

4 議事内容

【室長補佐】

それではただ今より、令和8年度第1回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。

私、宮崎労働局賃金室で室長補佐をしております木村と申します。会長に議事を引き継ぐまでの間、私の方で進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。それでは、ここからは座って進行させていただきます。

開催案内でも通知しましたとおり、現在、「クールビズ期間」として、本日は事務局一同、夏季軽装で出席させていただいておりますので、あらかじめ、ご了承いただきますようどうぞよろしくお願い致します。

それでは、まず、本日の出欠状況でございますが、本日は委員の皆様全員出席いただいております。従いまして、最低賃金審議会令第5条第2項に規定された定足数、「委員の3分の2以上出席」などを満たしておりますことをご報告いたします。

また、審議会の開催について公示を行いましたところ、傍聴希望の申出が4名の方からあり、本日、その4名様が傍聴に来られておりますので、ご報告いたします。

また本日は報道機関の方にもお越しいただいておりますが、報道機関の方のカメラ等の撮影は、本審議会公開要領に開始直前までとされていますので、ここで一旦、撮影を終了していただくようお願いいたします。ただ、後ほど行われます労働局長による諮問文交付の際のみ撮影可能となっておりますので、その時はまた案内させていただきますので、それまでは撮影をストップしていただきますようお願いいたします。なお、報道機関記者の方の審議会の傍聴は、傍聴者席で可能となっておりますので、傍聴を希望される場合は傍聴者席へ移動していただくようお願いいたします。

傍聴者の方は、「傍聴に当たっての遵守事項」を厳守のうえ、会議を傍聴していただきますようお願いいたします。なお、本日の会議資料につきましては、閲覧用を準備しておりますので、会議中にご覧いただいて差し支えありませんが、お持ち帰りになることはお控えいただきますよう、よろしくお願い致します。

なお、会議資料の一部につきましては、後日、宮崎労働局ホームページに掲載いたしますので、必要な場合はそちらをご利用いただければと思います。

続きまして、昨年度、3月に開催されました第5回審議会以降に委員の交代がございましたので、ここで紹介をさせていただきます。

資料1ページの委員名簿をご覧ください。使用者代表委員の河野委員が6月22日付けで退任

され、後任には宮崎委員が選任されました。宮崎委員には前任の任期を引き継いでいただきますので、令和9年4月30日までの任期となります。

それでは、ここで、ご紹介いたしますので簡単にご挨拶をいただければと思います。
使用者代表委員の宮崎様です。

【宮崎委員】

皆様おはようございます。使用者代表委員に選任されました経営者協会の宮崎でございます。
前・河野専務理事の方から、5月の総会にて引き継ぎを受けたところでございます。

不慣れなことが多いかと思いますが、また、ご迷惑をおかけすることも多々あるかと思いますが、しっかりと務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【室長補佐】

ありがとうございました。

また、こちらの事務局の方も、労働基準部長と賃金室長が変わっておりますので、ここでご挨拶申し上げます。

【基準部長】

労働基準部長の三上です。今後ですね一定期間になりますが、最低賃金審議会の円滑な運営に、事務局として最大限努めてまいりたいと思います。皆様どうかご指導ご協力よろしくお願いいたします。

【賃金室長】

賃金室長の吉田です。審議会が円滑に運営できますよう、事務局として頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします

【室長補佐】

その他の委員及び事務局は前年からの変更はございませんので、紹介は省略させていただきます。

それでは最初に、本日の議事録の確認の件ですけれども、今回は白崎委員と中原委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【白崎・中原委員】

はい。

【室長補佐】

よろしくお願いいたします。それでは、本年度、第1回目の審議会の開催にあたり、吉越労働局長よりご挨拶申し上げます。

【労働局長】

はい。おはようございます。宮崎労働局長の吉越でございます。令和8年度第1回宮崎地方最低賃金審議会の開催に当たって、ご挨拶申し上げたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より労働行政の推進につきまして、格別のご理解、ご協力を賜

っておりますことを、ここに厚く御礼申し上げます。

今年度の宮崎地方最低賃金審議会ですが、先月の6月26日に、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対しまして、本年度の地域別最低賃金額改定を目安額の諮問が行われたところでございます。それを受けまして、本日、当審議会の会長へ宮崎県最低賃金の改正諮問を行うこととしております。

本日より、宮崎県の実情を踏まえまして適切な最低賃金の審議決定となるよう、真摯なご議論をいただくこととなりますが、事務局としましても、公労使それぞれの委員のお考えを尊重しながら、丁寧な審議会の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、皆様ご承知のとおり、昨年度の地域別最低賃金の全国加重平均は1,121円、引上げ額は66円となりまして、過去最高の引上げ額となったところでございます。また、発効日につきましても、例年と異なり、11月以降を発効日とする地域が27府県に達し、令和8年1月1日以降を発効日とする地域も6県ありました。宮崎県においても、同様に、過去最高となる71円の引上げ額、11月16日の指定日発効となったところでございます。

この昨年度の全国の審議結果につきましては、先般、中央最低賃金審議会におきまして、令和8年度以降の審議に向けて、「近隣県との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについての考え方」及び「発効日についての考え方」について重点的に議論され、6月23日にその課題及び対応方針に係る報告が取りまとめられたところでございます。

この報告につきましては、すでに委員の皆様方の方へ情報提供させていただきましたが、地域別最低賃金額は、地域の実態と乖離した引き上げ額を導きだすことは適切でなく、法定3要素でございます「労働者の生計費」「賃金」「通常の事業の賃金支払能力」のデータを総合的に考慮して決定すべきであること、また、指定日発効とする場合については、その必要性について広く理解が得られるかなどの観点から、労働者の生活や企業経営に与える影響など審議会での公労使委員の間で十分に議論したうえで判断することなどが報告されているところでございます。

また、賃金を取り巻く情勢を申し上げますと、実質賃金は、4か月連続で前年同月比プラスとなっておりますが、中東情勢や物価高等の影響が懸念されておりまして、今後もこの傾向が継続するか見通しが難しい状況でございます。

一方で、この最低賃金、賃金の引上げについては、令和7年11月21日に閣議決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策」では、「適切な価格転嫁と生産性向上支援等によりまして、最低賃金の引上げを可能とする環境整備を進めていく」こと、「地域別最低賃金の地域間格差の是正を図る」ことなどが明記されておりまして、今年度の骨太の方針はまだ閣議決定されておりませんけれども、引き続き重要な政策課題となっているところでございます。

このような中、委員の皆様方には、審議の過程において、大変なご負担、ご苦勞をお掛けすることと存じます。最低賃金法に定めます法定3要素、先ほど触れました令和7年度の審議結果の振返りの中央最低賃金審議会の報告、そして今後提示されます本年度改定を目安額等を踏まえつつ、宮崎県の経済情勢や雇用動向、最低労働条件の確保などの諸事情を総合的に勘案の上、真摯なご議論をお願い申し上げまして、本日の審議会開催のご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【室長補佐】

ありがとうございました。本年度の審議会は第58期の2年目となります。昨年度、1年目に、審議会会長に橋口委員、会長代理に森部委員が選出されておりますので、本年度も引き続きお願いいたします。

それでは、ここからは橋口会長に議事進行をお願いしたいと思います。橋口会長、どうぞよろしくをお願いします。

【橋口会長】

皆様、こんにちは。審議会会長を拝命しております橋口でございます。本年度もどうぞ結審までご協力よろしくお願いいたします。あとは座って進行させていただきます。

それでは、議題1の「宮崎県最低賃金の改正に係る諮問について」に入りたいと思います。はじめに、宮崎県最低賃金の改正について、局長から諮問をお受けします。

【労働局長】

それでは宮崎県最低賃金の改正決定について諮問。最低賃金法第12条の規定に基づく、宮崎県最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議を求めます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(手交後、諮問文の写しを各委員に配付)

【橋口会長】

それでは、事務局から諮問に関連する資料の説明をお願いいたします。

【賃金室長】

それでは資料の説明をさせていただきます。お手元に審議会レジメ、審議会資料、ファイルにしてあるものですね。それから宮崎労働局作成の「宮崎県の賃金」、労働調査会発行の「令和8年度版最低賃金決定要覧」をお配りしております。

それでは、本日配付の資料について簡単に説明させていただきます。まず、1ページの資料1は、第58期審議会委員名簿になります。つづいて2から7ページの資料2から資料4は、宮崎における審議会や専門部会、公開要領等の運営に関する合意事項を記載したものになります。

次に8ページから12ページにかけての資料5から6は、「事業場視察運営規程」と令和7年度第5回本審で検討いただき、意見集約を経まして作成しました「令和8年度事業場視察運営要領」になります。議題3での審議事項にしておりますので、別途説明いたします。

つづいて資料13から14ページの資料7から8は、最低賃金専門部会の運営における「最低賃金審議会令第6条第5項採用に関する基本的な考え方」及びそのフロー図になります。

次に15ページの資料9は、前年度、令和7年度の宮崎地方最低賃金審議会の開催状況となっております。

つづいて16ページの資料10には今年度の運営計画（案）を示しております。第2回本審は中央最低賃金審議会の目安答申を受けての開催となります。現時点の中賃の目安答申は、7月最終週あたり、7月末までには目安答申があることを想定しております。もちろん、7月31日以降に目安が示されることはありますので、流動的ではございますが、遅くとも7月31日、金曜日までには目安が示されることとしまして、第2回本審は8月5日、水曜日、13時30分からの開催予定にしております。専門部会の開催回数については、昨年度の回数である4回をベースに予定を組んでおりますが、昨年度最後の本審で出ました意見要望を踏まえまして、運営小員会でご協議いただければと考えております。また、運営計画（案）の異議審、発効日の記載は、法定発効を想定して、次の資料、17ページ以降の最短効力発生一覧表を基に作成しております。

今申し上げました17ページから24ページまでは、地域及び特定最賃の令和8年度の答申日別最短効力発生予定日一覧表になります。一番左の答申日に応じて、法定発効を想定した最短効力発生日が確認できることになります。

25ページの資料12ですけれども、平成17年度以降の地域別最賃、特定最賃の改定状況の一覧表になります。ご承知おきのとおり令和7年度の宮崎県最低賃金は71円引き上げられ、時間額1,023円となっております。前年度特定最賃は、いずれも改正はございませんでした。

26ページ、資料13ですけれども、「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移」で、例年、最賃の改定後の1月から3月に実施しております。令和7年度は令和8年1月から3月の間に宮崎労働局管内の4つの監督署で監督指導を233件実施し、そのうち違反事業場数は15件、違反率は6.4%となっております。

つづいて27ページが、令和8年度の政府方針に関する資料となります。27ページの資料14は、令和7年11月21日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策の抜粋となっております。例年ですと「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画_2026年改訂版」「経済財政運営と改革の基本方針2026について」いわゆる骨太方針が6月に策定されて資料としてお出ししているところですが、本年度はまだ策定されておりませんので、次回以降の資料として出ささせていただければと考えております。

次に28ページからが宮崎県内の経済情勢に関する資料になります。28ページからの資料15が、県が取りまとめた宮崎県経済の動きとなります。

つづいて、資料40ページから56ページまでが資料16と17としておりますが、県が取りまとめた県内の令和8年4月期及び令和7年平均の賃金・労働時間・雇用の動きとなります。宮崎県の賃金の動き、名目、実質賃金の状況などが記載されております。

つづいて、資料57ページからの資料18は、当局の職業安定課が取りまとめた令和8年5月分の雇用失業情勢となります。57ページの概況に記載のとおり、雇用失業情勢は、求人が求職を上回る状況が継続しているものの、求人の見直しなどにより求人が緩やかに減少している。今後、物価上昇、中東情勢等が雇用に与える影響に注視する必要があるとされております。

つづいて資料、少し飛びますが、75ページの資料19ですが、宮崎財務事務所が公表している令和8年4月宮崎県内経済情勢報告となります。76ページの総括判断は、「県内経済は、緩やかに回復しつつある」とされておまして、先行きについては、同じページの一番下のところにありますが、中東情勢のほか、今後の物価動向、金融資本市場の変動などの影響を注視する必要があるとされております。

つづいて資料の90ページ、資料20は、令和8年5月15日を調査時点として実施した宮崎財務事務所が発表しております「法人企業景気予測調査」になります。その内容は県内企業105社からの回答から企業活動の現状と先行き見通しに関する経営者の判断を統計的に示したものとなっています。94ページに景況判断の現状判断が記載されており、製造業、非製造業ともに「下降」超となっています。

つづきまして資料100ページの資料21が、日銀鹿児島支店宮崎事務所が公表している2026年6月宮崎県金融経済概況となります。総括判断では、「宮崎県の景気は、一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに回復している」とされています。

つづきまして資料101ページからは、宮崎県内の主要統計資料になります。101ページの資料22は、宮崎県が6月26日に公表した「宮崎県の主要指標」です。103ページに令和8年3月の概況として「県内経済は、持ち直しの動きに足踏みがみられます」とされています。

つづいて119ページの資料23は、「みやぎん経済研究所」が調査月報、令和8年6月号で公表

した県内経済の動き及び主要経済指標となっております。

つづきまして、資料127ページの資料24ですが宮崎市の消費者物価指数の令和8年4月分になります。3つの指数で、前年同月比でプラスが続いていますが、前月比ではマイナスとなっています。

つづいて資料141ページの資料25が宮崎市の令和7年4月の生計費及び物価指数となっております。

つづいて資料143ページの資料26が、宮崎県が取りまとめた企業倒産状況となっております。

つづいて145ページ以降は6月26日に開催されました中央最低賃金審議会の資料になります。145ページの資料27は厚生労働大臣から中央最低賃金審議会への諮問文となっております。

次に146ページからの資料28は、中賃の目安制度の在り方に関する全員協議会で取りまとめられ、中賃で了承されました「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」になります。「近隣県との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについて」と「発効日について」に関する課題や対応方針が記載されております。

つづいて168ページ以降の資料29から31ですが、6月26日に開催されました目安小委員会の資料の抜粋になります。168ページの資料29が主要統計資料、それから少し飛びますが230ページの資料30が足下の経済状況等に関する補足資料、またかなり飛びますが331ページの資料31が最低賃金に関する調査研究の資料となっております。

続いて356ページからは、宮崎地方最低賃金審議会会長及び宮崎労働局長に送付されました令和8年5月27日付けの宮崎県弁護士会会長名の声明文になります。

それから360ページからは、令和8年6月12日に宮崎労働局長に要請のあった、全労連九州ブロック協議会の要請書及び添付資料になります。

配付資料としましては以上となりますが、お手元に配付しております「最低賃金決定要覧」を今年度分としてお渡ししております。6ページ以降に「最低賃金の決定の仕組み」として、地域別最低賃金と特定最低賃金決定の流れ図がございますので、またご確認頂ければと思います。

続いて、同じくお手元に配付しております「宮崎県の賃金」になります。5ページが全国の最低賃金の状況、宮崎県内の事業場で働くすべての労働者とその事業主の人数も記載しています。資料説明は以上となります。

【橋口会長】

はい、ありがとうございます。ただ今の説明について、何か質問はございませんか。

(質問なし)

よろしいでしょうか。それでは、先ほど、局長から諮問がございましたが、諮問があった場合には専門部会を設置することになっております。まず、この専門部会の構成及び審議会の従来の例等について事務局より説明をお願いします

【賃金室長】

はい。それでは専門部会の設置等について説明させていただきます。資料として配付しております決定要覧にて説明させていただきます。

専門部会の設置に関しましては、148ページの最低賃金法第25条第2項に「最低賃金の決定又

はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」と規定されております。委員の構成については、次の第25条第3項で「労・使・公の代表委員各同数をもって組織する」と規定されております。専門部会の委員の数につきましては、153ページの最低賃金審議会令第6条1項におきまして、「委員の数は9人以内とする」と規定されており、宮崎もこれまで各側3名ずつの9名で構成してきております。

審議会及び専門部会の成立要件につきましては、1ページ戻りまして152ページの最低賃金審議会令第5条第2項で「委員の3分の2以上又は各側3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない」と規定されておりますので、専門部会の場合、公労使9人のうち、6人以上、又は各側1人以上の出席が必要となります。議決につきましては、153ページの第5条第3項において、「過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる」と規定されております。

次に、同じく153ページの最低賃金審議会令第6条第5項をご覧ください。「審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と規定されており、宮崎では運営小委員会において、この規定を採用するかどうか、毎年確認しております。専決事項の基本的な考え方につきましては、先ほどの資料集の方ですが、13ページの資料7「最低賃金審議会令第6条第5項採用に関する基本的考え方について」をご参照ください。宮崎では13ページの「基本的な考え方」の2の「運用方法」の(1)に記載のとおり、これまで地域最賃でも特定最賃でも専門部会が「全会一致」で決議した場合に限り、審議会令第6条第5項を採用することとしてきております。専門部会で労使いずれかの委員が「反対」の意思表示、または、本審開催の申し立てを行った場合については、原則3日以内に本審を開催して審議の上、結論を下すものとなっております。また、同じく資料14ページにある資料8の流れ図をご覧ください。専門部会で全会一致の場合は、専門部会で採決を行い、部会報告書を作成、提示し了解を得ます。それから答申文案を提示し、了解を得た上で答申することになります。この場合、後日開催する本審では部会報告を行い、答申は行わないことになります。専門部会が全会一致でない場合は、公益委員見解を示して採決し、部会報告書を作成、提示し了解を得ることになります。後日、開催される本審では、部会報告を行い、答申文案を提示し、採決の上、答申することになります。説明は以上となります。

【橋口会長】

専門部会について事務局より説明がありましたが、従来どおり専門部会を設置するということで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。それでは、宮崎県の最低賃金については、今後、専門部会で調査審議していただくことといたします。専門部会の委員については、労使双方より早急にご推薦いただきたいと思いますと思いますが、事務局から推薦手続きについて説明をお願いします。

【室長補佐】

はい。専門部会を設置して調査審議することになりましたので、委員任命のための推薦依頼の手続きを進めることといたします。合同庁舎掲示板とホームページに推薦要領を公示いたします。推薦締切日は令和8年7月22日、水曜日までとさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【橋口会長】

はい、ありがとうございます。それでは、議題3の「今後の審議の進め方について」ですが、当審議会では、例年、審議会の運営方法や審議計画などを検討するため、運営小委員会を設置しています。この運営小委員会の設置についてご検討いただきたいと思います。

まず、運営小委員会の従来の進め方について、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

はい、運営小委員会の進め方について説明させていただきます。資料の2ページ、資料2の宮崎地方最低賃金審議会運営規程をご覧ください。運営小委員会の設置については、審議会運営規程第3条に「会長は審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる」と規定されております。

次に小委員会の構成ですが、規定上は特段の決まりはありませんが、従来から公労使各2名ずつで構成し、出席いただいております。また、座長には、公益委員に就任いただき、取りまとめをお願いしております。

運営小委員会では、令和8年度のスケジュールを審議いただくほか、最低賃金審議会令第6条第5項に規定されております「専門部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる」旨の規定の採用についても審議いただいております。運営小委員会における検討結果については、本審に報告しまして、審議計画の確認などを行っております。運営小委員会の説明は以上となります。

【橋口会長】

はい、ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、今年度も従来どおり設置することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、各側、運営小委員会の委員を2名選出ということで、お願いします。委員は、本日、この場で選出したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

よろしいですか。それでは委員の選出について、各側委員より発言をお願いしたいと思います。公益委員については古賀委員と私、橋口でお願いいたします。労働者側委員についてはいかがでしょうか。

【白崎委員】

はい。私、白崎と鎌田委員でお願いします。

【橋口会長】

使用者側委員については、いかがでしょうか。

【宮崎委員】

酒匂委員と私、宮崎でお願いします。

【橋口会長】

それでは、

公益側委員は、私、橋口と古賀委員、

労働者側委員には、白崎委員と鎌田委員、

使用者側委員は、宮崎委員と酒匂委員、

以上6人の委員をお願いします。

運営小委員会の日程については、あらかじめ事務局で調整していただいております、本日、この本審終了後に開催するということですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

それでは、本審終了後、しばらく休憩をとって運営小委員会を開催したいと思います。

続いて、議題4の「事業場実地視察について」事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

はい、事業場実地視察に関する説明を行いたいと思います。事業場視察につきましては、資料の8ページにございます運営規程の第3条に基づき、2月20日までに事務局に申し出ることとなっております。前年度、2月19日に労働者代表委員から事業場視察の申し出があり、令和7年度第5回本審において審議した結果、令和8年度に実施することが決まり、その後、委員の皆様の意見を伺い、11ページからの「令和8年度事業場視察運営要領」を策定いたしました。

4月以降、委員の皆様のご協力を得ながら事業場選定を行い、各委員にお知らせしております事業場にお引き受けいただくことが出来ました。

実施日は7月15日、水曜日、午前9時45分から、視察委員は公労使各2名の6名で実施することとなっております。なお、「令和8年度事業場視察運営要領」の項目6、12ページになりますが、項目6で、「第2回本審において、参加した委員から視察を実施した感想を含め、報告を行う」とされておりますので、次回の本審において視察結果の概要等を報告いたします。

この間、委員の皆様には、事業場選定、ヒアリング票の作成、日程調整等でご協力をいただき、誠にありがとうございました。宮崎地方最低賃金審議会として、初めての事業場視察ということで、事務局として至らぬ部分があるかとは思いますが、円滑に視察ができるように努力したいと考えております。視察委員の皆様、当日はどうぞよろしくお願いいたします。

また、次年度の事業場視察については、2月20日までに申出ることが実施可否の判断契機となりますので、次年度の事業場視察の実施の可否につきましては、昨年度同様、3月の本審で検討することになります。以上になります。

【橋口会長】

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いします。

(質問・意見等なし)

いかがでしょうか。これ、室長、今述べられたように初めてのことで、視察委員、

差し支えなければ、ご紹介いただけますか。

【賃金室長】

公益委員からはですね、森部委員と古賀委員にお願いしております。労側委員の方では、鎌田委員と重黒木委員にお願いをしております。それから使側委員からはですね、酒匂委員と岩切委員にお願いをしております。よろしくお願いします。

【橋口会長】

はい、ありがとうございます。ご意見、大丈夫ですか。特段ご意見等ないようですので、今ご紹介いただきました視察委員の皆様におかれましては、お忙しい中とは思いますが、視察の実施についてどうぞよろしくお願いいたします。

初めてで、大変画期的なことだと思いますけれど、よろしくお願いいたします。

それでは、最後に議題4「その他」について各側何かご発言はありませんでしょうか。

【酒匂委員】

よろしいですか。

【橋口会長】

はい、どうぞ。

【酒匂委員】

すみません。今後の審議の進め方につきまして、先ほど説明いただいて、運営小委員会の中でスケジュール、規定を採用するかどうかなど、いわゆるスケジュール感的なものは、ここでしっかりとおさえていただくということだと思っておりますが、そもそも私どもの地方最低賃金審議会で、どのように審議をしていくのかというところで、前回の委員会の中で私の方から、中央が示した目安と大幅に乖離したことについて、中央がどう総括されているのかということを確認していただきたいという要望をお出ししています。その回答をまだ頂いてないのですが、私個人としてはこの資料の中の本審 146 ページにある考え方の整理の中で対応方針を示されているのが、これが一つの答えなのかなと認めているのですが、まずは事務局にお伺いしたいのは、そもそもこの考え方の整理の扱いですね。これが中央審議会が我々地方に対して、これで臨みなさいという方針として示されたものなのか、ここをちょっと教えていただきたいなと思っています。

【橋口会長】

はい。では、事務局お願いします。

【労働局長】

この中央の審議会の報告書が取りまとめられて、こちらに送られておりますので、基本的にはここに書いてある方針で、審議していくような形になるかとは思いますが。

【酒匂委員】

それであれば、中賃了承というような言い方をされていましたが、我々はこの対応方針に沿ってしっかりと議論をしていくということ、この委員の中で改めて確認をさせていただくということで、よろしいでしょうか。それであればその対応方針に書いてあるように、やはりそのデー

タに基づき丁寧に議論してほしいですとか、あるいは近隣等の金額のみだけで決めるとか、最下位を避けるということからも、地域の実態と乖離した引き上げ額を導くことは適切ではないと。法定3要素に基づいてしっかり議論すべきだということですか、目安額に大幅な上乗せをするのであればその判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で明らかにすべきだということも示されておりますし、また一番最後に出てくるように例年以上に高い引上げを行った場合、翌年度の審議ではその影響等を考慮し、委員会に確認した上で審議を始めるべきだと言われておりますので、特に昨年度、71円という大幅な引き上げがあった訳ですから、それについて審議を始める前に、それをしっかりと確認をしていただきたいと思います。その上で厚生労働省の方が、中央で使ったデータを丁寧に地方に提供していくということもございますので、中央が今後また月末に目安を示されると思いますが、その根拠となった数字をしっかりと我々にお示しいただき、その比較の上で地方の審議額を決めていくという作業になろうかと思っておりますので、以上の点について事務局の方に要望をしておきたいと思っております。

【橋口会長】

はい、今ご説明をいただきましたけれども、要望として、貴重なご意見として受け取めたいと思います。事務局、よろしいですか。

【事務局】

はい。

【橋口会長】

他に各側、ご発言ありませんでしょうか。

(発言等なし)

ございませんか。それでは、ご発言もないようですが、事務局の資料説明の中で、2回目の本審につきまして、確認事項があるということです。事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

先ほどの説明で、第2回本審を8月5日、水曜日、午後1時30分からと申し上げておるところですが、日程調整の関係で、全員が参加できる日程確保が難しい状況でございましたので、一部の委員の方は欠席が見込まれております。定足数の関係で念のための確認なのですが、日程調整表の提出後にご都合が合わなくなった方もひょっとしたらいらっしゃる可能性もあると思っております。8月5日に関しまして、欠席予定の委員の方の確認をさせていただきたいと思っております。申し訳ないですが、欠席見込みの委員の方、挙手をお願いしてよろしいでしょうか。

(欠席予定の委員が挙手)

1名だけですかね。ありがとうございます。それでは予定よりも出席が増えた形になっておりますので、定足数上問題ございません。よって2回目の本審は8月5日、水曜日、午後1時30分開催予定ということで進めさせていただきたいと思っております。以上です。

【橋口会長】

それでは、2回目の本審は、中央の目安についての答申がそれまでには出ているであろうということを前提にした日程となっておりますけれども、8月5日、水曜日の午後1時30分からの開催となりますので、委員の皆様方におかれましては、日程の確保につきまして、あらためて、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で、本日の議事を終了いたします。

本日の議事録については、個人情報保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと判断されますので、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第7条第2項の規定により公開したいと思います。ご異議はございませんか。

(異議なし)

異議はございませんでしたので、議事録は公開することといたします。本日の議事録の確認は白崎委員と中原委員をお願いします。

それでは、以上をもちまして、令和8年度第1回宮崎地方最低賃金審議会を終了いたします。お疲れ様でした。事務局から連絡事項があるということですので、よろしくお願いします。

【室長補佐】

はい。運営小委員会の開始時間ですけれども、あちらの時計で、11時から開始したいと思います。会場はこちらの会場で行いますので、橋口委員、古賀委員、白崎委員、鎌田委員、宮崎委員、酒匂委員は、引き続き運営小委員会への出席方、よろしくお願いいたします。

それでは、各委員の皆様、ご審議ありがとうございました。

会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員